

埼玉県公安委員会規程第10号

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3の規定に基づく認知機能検査に関する規程を次のように定める。

平成21年12月1日

埼玉県公安委員会委員長

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3の規定に基づく認知機能検査に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3に規定する検査（以下「認知機能検査」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(認知機能検査員)

第2条 認知機能検査員は、埼玉県警察本部長が指定する。

(認知機能検査の検査の通知)

第3条 認知機能検査を受けた者に対する検査の結果の通知は、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ定める書面により行うものとする。

- (1) 検査の結果について銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「施行規則」という。）第15条の式により算出した数値が49未満である者 認知機能検査結果通知書（別記様式第1号）
- (2) 検査の結果について施行規則第15条の式により算出した数値が49以上76未満である者 認知機能検査結果通知書（別記様式第2号）
- (3) 検査の結果について施行規則第15条の式により算出した数値が76以上である者 認知機能検査結果通知書（別記様式第3号）

2 認知機能検査において不正行為をした者の検査の結果は、無効とする。

(細目的事項)

第4条 この規程を実施するため必要な細目的事項は、埼玉県警察本部長が定める。

附 則

この規程は、平成21年12月4日から施行する。

附 則（平成25年8月28日公安委員会規程第8号）

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

にんちきのうけんさ けっかつうちしょ  
認知機能検査 結果通知書

し めい  
氏 名  
せいねんがっぴ  
生年月日  
けんさばしょ  
検査場所

そうごうてん  
総合点

てん  
点

- (A 点)  
(B 点)  
(C 点)

きおくりよく はんだんりよく ひく  
記憶力・判断力が低くなっています。

きおくりよく はんだんりよく ひく  
記憶力・判断力が低くなっています。  
きおくりよく はんだんりよく ていか りょうば りょうじゅう お わす  
記憶力・判断力が低下すると、猟場に猟銃を置き忘れるなど  
じゅうほうとうけんるい あんぜん とりあつかい ししょう しょう けいこう  
銃砲刀剣類の安全な取扱いに支障が生じる傾向がみられますの  
で、じゅうぶんちゅうい い し かぞく そうだん  
十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されること  
をお勧めします。  
また、こうあんいんかい してい にんちしょう せんもんい しんだん う  
また、公安委員会の指定する認知症の専門医による診断を受け  
ていただく場合があります。  
この結果、けっか にんちしょう はんめい じゅうほうとうけんるい  
この結果、認知症であることが判明したときは、銃砲刀剣類  
の所持許可又は更新はできません。

※ そうごうてん つぎ はんてい  
総合点によって次のように判定がなされています。

てんいじょう 76点以上	きおくりよく はんだんりよく しんばい 記憶力・判断力に心配ありません。
てんいじょう てんみまん 49点以上76点未満	きおくりよく はんだんりよく すこ ひく 記憶力・判断力が少し低くなっています。
てんみまん 49点未満	きおくりよく はんだんりよく ひく 記憶力・判断力が低くなっています。

年 月 日

埼玉県公安委員会



(裏面)

## にんちきのうけんさ さいてんほうほう はんていとう 認知機能検査の採点方法や判定等について

### そうごうてん けいさん 総合点の計算

そうごうてん つぎ けいさんしき あ さんしゅつ  
総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

ただ かいとう おお そうごうてん たか  
正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

そうごうてん  
総合点 =  $1.15 \times A + 1.94 \times B + 2.97 \times C$

Aは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

Bは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

Cは、時計が正しく描かれているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

### そうごうてん はんてい 総合点による判定

はんてい きじゅん てんすう てん てん にんちきのうけんさ けっか にんちしょうせんもんい  
判定の基準となる点数（49点や76点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

にんちきのうけんさ にんちしょう しんだん おこな きおくりよく ほんだんりよく じょうきょう  
認知機能検査は、認知症の診断を行うものではなく、記憶力、判断力の状況を確認するものです。したがって、総合点が49点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、49点以上であったとしても、必ずしも認知症ではないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

ただし、きおくりよく ほんだんりよく ひく はんだん かた こうあんいいんかい してい  
ただし、記憶力・判断力が低くなっていると判断された方は、公安委員会の指定する認知症の専門医の診断を受けていただく場合があります。

けっか にんちしょう しんだん う ぼあい じゅうほうとうけんるい しょじきよかまた こうしん  
その結果、認知症と診断された場合は、銃砲刀剣類の所持許可又は更新はできません。

別記様式2号（第3条関係）

にんちきのうけんさ けっかつうちしょ  
認知機能検査 結果通知書

し めい  
氏 名  
せいねんがっぴ  
生年月日  
けんさばしょ  
検査場所

そうごうてん  
総合点

てん  
点

- (A 点)  
(B 点)  
(C 点)

きおくりよく ほんだんりよく すこ ひく  
記憶力・判断力が少し低くなっています。

きおくりよく ほんだんりよく すこ ひく  
記憶力・判断力が少し低くなっています。

きおくりよく ほんだんりよく ていか りょうば りょうじゅう お わす  
記憶力・判断力が低下すると、猟場に猟銃を置き忘れるな  
ど銃砲刀剣類の安全な取扱いに支障が生じる傾向がみられま  
すので、十分注意するとともに、不安がありましたら、医師や  
ご家族にご相談されることをお勧めします。

ゆだん てきど きんちょう しんちょう わす  
これからも油断することなく、適度な緊張と慎重さを忘れ  
ないようにしましょう。

※ そうごうてん つぎ はんてい  
総合点によって次のように判定がなされています。

てんいじょう 76点以上	きおくりよく ほんだんりよく しんばい 記憶力・判断力に心配ありません。
てんいじょう てんみまん 49点以上76点未満	きおくりよく ほんだんりよく すこ ひく 記憶力・判断力が少し低くなっています。
てんみまん 49点未満	きおくりよく ほんだんりよく ひく 記憶力・判断力が低くなっています。

年 月 日

埼玉県公安委員会



(裏面)

## にんちきのうけんさ さいてんほうほう はんていとう 認知機能検査の採点方法や判定等について

### そうごうてん けいさん 総合点の計算

そうごうてん つぎ けいさんしき あ さんしゅつ  
総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

ただ かいとう おお そうごうてん たか  
正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

そうごうてん  
総合点 =  $1.15 \times A + 1.94 \times B + 2.97 \times C$

Aは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

Bは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

Cは、時計が正しく描かれているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

### そうごうてん はんてい 総合点による判定

はんてい きじゅん てんすう てん てん にんちきのうけんさ けっか にんちしょうせんもんい  
判定の基準となる点数（49点や76点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

にんちきのうけんさ にんちしょう しんだん おこな きおくりよく ほんだんりよく じょうきょう  
認知機能検査は、認知症の診断を行うものではなく、記憶力、判断力の状況を確認するものです。したがって、総合点が49点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、49点以上であったとしても、必ずしも認知症ではないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

ただし、きおくりよく ほんだんりよく ひく はんだん かた こうあんいんかい してい  
ただし、記憶力・判断力が低くなっていると判断された方は、公安委員会の指定する認知症の専門医の診断を受けていただく場合があります。

けっか にんちしょう しんだん う ばあい じゅうほうとうけんるい しょじきよかまた こうしん  
その結果、認知症と診断された場合は、銃砲刀剣類の所持許可又は更新はできません。

別記様式第3号（第3条関係）

にんちきのうけんさ けっかつうちしょ  
認知機能検査 結果通知書

し めい  
氏 名

せいねんがっぴ  
生年月日

けんさばしょ  
検査場所

そうごうてん  
総合点

てん  
点

(A

てん  
点)

(B

てん  
点)

(C

てん  
点)

きおくりよく はんだんりよく しんぱい  
記憶力・判断力に心配ありません。

きおくりよく はんだんりよく しんぱい あんぜん  
記憶力・判断力に心配ありませんが、これからも安全な  
じゅうほうとうけんるい とりあつかい ところ  
銃砲刀剣類の取扱いに心がけてください。

こじんさ かれい しんたい きのう へんか  
また、個人差はありますが、加齢により身体の機能が変化す  
ることから、自分自身の身体の機能の状態を常に自覚して、そ  
れに応じたじゅうほうとうけんるい とりあつかい たいせつ  
銃砲刀剣類の取扱いをすることが大切です。

ゆだん てきど きんちょう しんちょう わす  
これからも油断することなく、適度な緊張と慎重さを忘  
れないようにしましょう。

※ そうごうてん つぎ はんてい  
総合点によって次のように判定がなされています。

てんいじょう 76点以上	きおくりよく はんだんりよく しんぱい 記憶力・判断力に心配ありません。
てんいじょう てんみまん 49点以上76点未満	きおくりよく はんだんりよく すこ ひく 記憶力・判断力が少し低くなっています。
てんみまん 49点未満	きおくりよく はんだんりよく ひく 記憶力・判断力が低くなっています。

年 月 日

埼玉県公安委員会



(裏面)

## にんちきのうけんさ さいてんほうほう はんていとう 認知機能検査の採点方法や判定等について

### そうごうてん けいさん 総合点の計算

そうごうてん つぎ けいさんしき あ さんしゅつ  
総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

ただ かいとう おお  
正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

そうごうてん  
総合点 =  $1.15 \times A + 1.94 \times B + 2.97 \times C$

Aは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きま

Bは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きま

Cは、時計が正しく描かれているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きま

### そうごうてん はんてい 総合点による判定

はんてい きじゅん てんすう てん てん にんちきのうけんさ けっか にんちしょうせんもんい  
判定の基準となる点数（49点や76点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

にんちきのうけんさ にんちしょう しんだん おこな きおくりよく ほんだんりよく じょうきょう  
認知機能検査は、認知症の診断を行うものではなく、記憶力、判断力の状況を確認するものです。したがって、総合点が49点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、49点以上であったとしても、必ずしも認知症ではないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

ただし、きおくりよく ほんだんりよく ひく ほんだん かた こうあんいんかい してい  
ただし、記憶力・判断力が低くなっていると判断された方は、公安委員会の指定する認知症の専門医の診断を受けていただく場合があります。

けっか にんちしょう しんだん う ぼあい じゅうほうとうけんるい しよじきよかまた こうしん  
その結果、認知症と診断された場合は、銃砲刀剣類の所持許可又は更新はできません。